

- 支援対象 千代田区内に本店及び雇用保険適用事業所がある事業者（要件あり）

詳細は、千代田区ホームページをご覧ください。

<https://www.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/josei/ryoritsushien/index.html>

- 支援制度の内容

名 称	交付要件	助成金額	交付上限 (1年度)
制度導入奨励金	配偶者出産休暇制度、育児目的休暇制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度を、有給の特別休暇制度として、就業規則に直近6か月以内に規定していること。	15万円	1件
配偶者出産休暇・ 育児目的休暇奨励金	配偶者出産休暇制度、育児目的休暇制度を、有給の特別休暇として、就業規則に規定していること。 【配偶者出産休暇奨励金の場合】従業員が配偶者の入院日から出産後2週間までに配偶者出産休暇を2日以上取得していること。 【育児目的休暇奨励金の場合】従業員が配偶者の出産日から8週間までに育児目的休暇を3日以上取得していること。	3万円	5件
子の看護休暇制度奨励金	育児・介護休業法に定める子の看護休暇制度を、有給の休暇制度として、就業規則に規定していること。 従業員が、子の看護休暇を年度内3日以上（半日又は時間単位で取得できる場合はその合計）を取得していること。	2万円	5件
男性の育児休業・育児短時間勤務 奨励金	育児・介護休業法に定める育児休業・育児短時間勤務制度を就業規則に規定していること。 男性従業員が、育児休業（連続14日以上）・育児短時間勤務（継続1か月以上）を取得していること。	3万円	5件
介護休業・介護休暇・介護短時間 勤務奨励金	育児・介護休業法に定める介護休業・介護休暇・介護短時間勤務制度を就業規則に規定していること。 従業員が介護休業（連続14日以上）・介護休暇（年度内3日以上）・介護短時間勤務（継続1か月以上）を取得していること。 【介護休暇の場合】介護のための休暇制度を、有給の特別休暇制度として、就業規則に規定していること。	3万円	5件
引継期間代替要員給与助成金	育児・介護休業法に定める育児休業・介護休業制度を就業規則に規定していること。 育児休業・介護休業を連続1か月以上取得する従業員の業務を引継ぐため、休業開始日の属する月の前月1日以降に、代替要員を新たに雇入れ、給与を支払っていること。 休業取得従業員及び代替要員が同時に勤務した日が5日以上であること。	代替要員 1時間当たり 1,000円、 上限15万円	5件

お問合せ

千代田区役所国際平和・男女平等人権課

☎ 03-5211-4166

✉ kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp